

7月14日
スタート

家賃支援給付金

インターネットでの申請 民商が応援します

中小企業(法人)に
600万円
(最大)

個人・フリーランスに
300万円
(最大)

申請のご相談は

民商へ

【支給対象】

下記①②③すべてを満たす事業者

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象
- ②5月～12月の売上高について、1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

下表に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

【必要書類】

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書など)
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書など)
- ③本人確認書類(運転免許証など)
- ④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳など)

お問い合わせは下記まで

048-775-3793
上尾民主商工会

民商は中小業者支援策の継続を政府に要望しています

※新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、ご相談の際は、まず電話・メールでご連絡ください。